



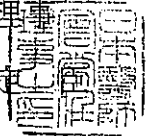
(地Ⅲ169)

平成22年12月16日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 定



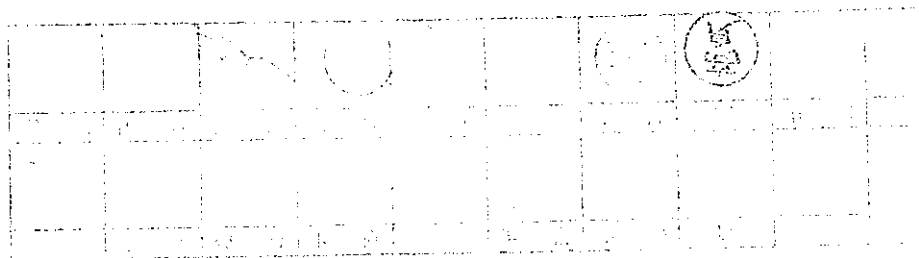
平成22年度補正予算成立に伴う妊婦健康診査臨時特例交付金の運営等  
にかかるQ&Aの送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、平成22年度補正予算成立に伴う妊婦健康診査臨時特例交付金の運営等にかかるQ&Aが作成され、各都道府県等母子保健担当者に通知がなされました。

本件は、平成23年4月1日から妊婦健康診査項目に追加される、性器クラミジア感染の検査等について示されております。

つきましては、貴会に置かれましても本件についてご了知いただき、引き続き妊婦健康診査の円滑な実施に向け、貴会管下郡市区医師会への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡  
平成22年12月7日

各 

都道府県
政 令 市
特 別 区

 母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

平成22年度補正予算成立に伴う妊婦健康診査臨時特例交付金の運営等  
にかかるとのQ&Aの送付について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり作成しましたので、お送りいたします。

引き続き、妊婦健康診査事業の円滑な実施に向けてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 母子保健課母子保健係 和田 TEL：03-5253-1111（内7938） FAX：03-3595-2680
---

平成22年度補正予算成立に伴う  
妊婦健康診査臨時特例交付金の運営等について（Q & A）

（問1）

補正予算成立に伴う今後のスケジュールを示していただきたい。

（答）

配分予定額の内示、交付要綱の発出、運営要領の改定を12月中に実施の予定。

交付決定については、交付申請が全都道府県から揃い次第行いたいと考えており、1月下旬から2月上旬頃までに行う予定である。

（問2）

今回の運営要領の改正で、妊婦1人当たりの単価の改定は、どのように行われるのか。

（答）

今回の運営要領の改正では、妊婦健康診査支援基金の実施期限等について改正予定。平成23年度からの検査項目追加等に伴う妊婦1人当たりの単価については、平成21年2月27日雇児母発第0227001号「妊婦健康診査の実施について」の1（4）の標準的な検査項目の改正（平成23年4月1日予定）と同時に運営要領を再度改正する予定である。

（問3）

平成23年4月1日から適用予定の妊婦1人当たりの単価を示されたい。

（答）

妊婦1人当たり 68,000円以内。

（問4）

平成23年4月1日から追加・変更される予定の検査項目とその単価を示されたい。

（答）

検査項目の追加

・性器クラミジア（クラミジアトラコマチス核酸同定） 210点

診療報酬の改定に伴う変更等 － 18点  
(診療報酬ベース：1点10円)

(問5)

妊婦健康診査における性器クラミジア感染の検査の実施時期について示されたい。

(答)

妊娠30週頃(第8回)までに実施。

(問6)

(答4)で、性器クラミジア感染の検査に伴う子宮頸管粘液採取料が追加されていない理由如何。単独で行った場合は、子宮頸管粘液採取料を基金の対象とすることは可能か。

(答)

子宮頸管粘液採取料については、費用の積算上、妊娠30週頃(第8回)の健診で行うこととしており、B群溶血性連鎖球菌の検査と同時に行うと仮定していることから、子宮頸管粘液採取料については、計上していない。性器クラミジア感染の検査を単独で行った場合、基金における妊婦1人あたりの補助単価の範囲内であれば、基金の対象としていただいで差し支えない。